

農業用施設からの油流出事故を防止しましょう！

近年、県内において農業用施設から漏れ出た油が河川へ流れ込む事故が相次いで発生しております。油流出事故は、火災発生の危険性が高まるだけでなく、河川、地下水や土壌の汚染など自然環境に悪影響を及ぼします。また、流出した油は回収が大変難しく、回収作業には莫大な費用がかかり、これに要した費用は、事故を起こした者(原因者)が負担することになります。

一般に農業用施設で使用する油類などの取扱いは、各市町火災予防条例により「指定数量未満の危険物(少量危険物)」として貯蔵、取扱いについて定められ、罰則規定もありますので以下の点を遵守し、油流出事故防止に努めましょう。

指定数量とは、消防法において「危険物についてその危険性を勘案して政令で定める数量」であり、定められた指定数量以上の危険物の貯蔵や取扱いは、市町等の「許可」を受けた施設で、政令で定められた技術上の基準に則って行わなくてはなりません。

例： 灯油、軽油は 1,000 リットル、重油は 2,000 リットル

<実際の油流出事故の状況>



河川への油の流出



オイルフェンスとオイルマットの設置

- 指定数量未満であっても、**一定数量の危険物を貯蔵する場合には、消防署への「届出」が義務付けられています。**

【届出が必要な危険物の種類とタンク容量】

危険物名	タンクの容量
ガソリン	40 リットル以上、200 リットル未満
軽油	200 リットル以上、1,000 リットル未満
灯油	200 リットル以上、1,000 リットル未満
重油	400 リットル以上、2,000 リットル未満

<危険物の貯蔵に関する主な注意点>

- 貯蔵タンク等が転落または転倒しないようにコンクリート等の基礎にアンカーボルト等で固定するなどの措置をとらなければなりません。
- 周囲の構造物の転倒や落下物により貯蔵タンク等が損傷を受けないように周辺の構造物から距離をとるなどの対策を行います。
 なお、危険物を貯蔵する場所の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、下記のとおり定められた距離をとらなければなりません。



貯蔵タンクの固定

容器等の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅
タンク又は金属製容器	指定数量の2分の1以上指定数量未満	1メートル以上
その他の場合	指定数量の5分の1以上2分の1未満	1メートル以上
	指定数量の2分の1以上指定数量未満	2メートル以上

- **危険物を貯蔵する場合には、「防油堤」の設置が義務**づけられています。

防油堤とは、貯蔵タンクなどから危険物が漏れた場合に、その流出を防止するための金属製やコンクリート等でできた囲いのことで、貯蔵するタンクの全量を収納できることが必要となります。



防油堤の設置

<危険物を取り扱う配管に関する主な注意点>

- 配管の外表面は、腐食するおそれのないものである場合を除いて、腐食の防止対策を行わなければなりません。
- 消防法では**配管の接合部分からの漏えいを確認できない配管は禁止**されています。
 接合部分が地下にある場合には、ボックス等により点検できるようにし、点検できない場合には地上配管とし漏えいを確認できる必要があります。



地上配管

<その他の注意点>

- 重油の使用時期のみならず、年間とおして流出事故が発生する恐れがあります。
 加温を終了するまでに油を使い切るよう心がけ、残った場合や使用を中止したタンクではタンク内に残った油を抜き取りましょう。
- また、日頃からタンク・配管等からの油の漏れ、にじみを点検し、使用量及び給油量を定期的にチェックする習慣を付けましょう。